

第 6 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日午前 9 時 3 0 分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎 5 階農業委員会室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 岡 田 幸 一	4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男
6 番 飛 田 信 広	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
15 番 外 岡 健 寿	16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一
18 番 高 安 幸 一	19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉
21 番 今 関 征 一	22 番 浅 井 紘 一	23 番 加 倉 井 幸 夫
24 番 高 橋 基		

欠席委員（5名）

2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一	7 番 小 松 崎 陽 子
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	久 米 茂
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について
- 議案第 6 号 水戸農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第 7 号 特定農地貸付けの承認について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第7号 転用事実証明の発行について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日参集予定者の方、全員おそろいですので、ただいまから総会を開会したいと思います。

それで、本日は関東ブロックの女性農業委員の研修会がございまして、先日、軍地委員からの説明があったと思うのですが、女性農業委員4名がそちらの研修会に参加しているということで、本日は欠席ということでした。

あと、会長が急遽、昨日から体調不良ということで連絡ありましたので、本日は欠席をさせていただきたいということの連絡がございました。皆様にはよろしく伝えてほしいということでございます。本日は皆川会長代理に議事進行をお願いしたいと思っておりますので、それでは、皆川代理、よろしく願いいたします。

議 長 おはようございます。

今年も余すところ18日となり、1年が過ぎるのがこんなに早いのかとつくづく感じております。今朝は早く起きまして、いつも早く起きてはいるのですが、2023年を振り返ってということで所感を書いてみました。

私が一番印象に残っていることは、長過ぎた夏と過酷な暑さです。命の危険を感じる暑さは、地球温暖化より深刻な地球沸騰化へと悪化していることを物語っていると思えました。地域によっては干ばつ被害や豪雨災害被害が深刻です。世界に目を向ければ、ロシアによるウクライナ侵攻や、パレスチナのハマスによる攻撃に対してイスラエルが報復を続け、多くの犠牲者が出ています。国内では11月に入り、自民党派閥による政治資金パーティーのキックバック還流問題もありました。任期満了まで解散はできないのではないかと感じております。

明るいニュースとしては、野球において、大谷翔平選手がドジャースと10年間1,015億円での契約を結び、年俸101億5,000万円という気が遠くなるような金額ですが、子供たちに夢と希望を与えたのではないかなと思えました。

他にもたくさんニュースがありましたが、皆様、おのおの思い出していただければ、今年のニュースとして自分で実感していただければと思います。

それでは、ただいまより第6回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名、欠席委員は5名です。

よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

着席させていただきます。

続きますは、議事録署名委員の選出につきましてお諮りいたします。
いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名をいたしますことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名させていただきます。
11番、吉澤委員、12番、大圖委員にお願いいたします。

初めに、議案の訂正がありますので、事務局から説明させます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の第6回総会（訂正表）と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は、議案書の1ページの最下段と2ページの1段目になります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可についての第4項及び第5項です。

訂正内容は資料のとおり、受人の名前が誤っておりました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第7項です。

訂正案件は、議案書の5ページの上から3段目になります。

訂正内容は資料のとおり、渡人の理由が誤っておりました。

次に、第19項です。

訂正案件は、議案書の8ページの上から2段目になります。

訂正内容は資料のとおり、合計欄の記載が漏れておりました。

また、資料にはございませんが、17項、7ページの一番下段につきましては、目的欄の記載内容に備えるという漢字が漏れておりました。おわびして訂正させていただきます。

説明は以上になります。

議長 次に、審議総括表について、事務局から説明させます。

事務局 第6回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が10件、農地法第4条の審議案件が2件、農地法第5条の審議案件が20件でございます。

報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が7件、農地法第4条の届出が7件、農地法第5条の届出が10件、農地法第18条第6項の通知が2件、制限除外の農

地の移動届が1件、登記官等からの地目確認照会が7件でございます。

審議案件、報告事項、合わせまして66件が、本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

議案に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を9番、安委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項と第2項は関連がございますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項と第2項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第1項、第2項ともに、契約内容は交換であります。それぞれの受人は自作地に隣接し、耕作に便利のため、申請地を交換し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第4項及び第5項は関連がありますので, まとめて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第4項と次のページの第5項は関連がありますので, 併せてご説明いたします。

第4項の契約内容は売買, 第5項の契約内容は贈与であります。受人は, 経営規模
拡大のため申請地を譲り受け, 耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項
各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番, 一木です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第6項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第6項でございますが, 契約内容は贈与であります。受人は, 新規就農するた

め申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

受人の話によりますと、現在は、会社勤めをしておりますが、近々退職する予定でいるということです。退職した後は、自分で農業をやりたいというような話でございました。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番，高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、8項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

飛田委員 6番、飛田です。14番、渡邊委員の代理発言となります。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当とのことです。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第2項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第19項は同一事業でありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明させます。

事務局 第2項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第19項は同一事業でありますので、まとめてご説明いたします。

第19項の契約内容は、使用貸借であります。申請人は、自宅への道路が狭く不便なため、進入路を設置したい旨の申請でございます。申請地は公共工事の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

両案件につきまして調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われま
す。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投
資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料
されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番, 外岡です。

この件につきましても, 調査検討をしたところ, 法令に照らし許可相当と思われる。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしますが, 第1項については3,000平米以上なので, 県の農業会議に諮問いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は鹿島臨海鉄道東水戸駅から300メートル以内の農地であることから, 農地区分は第3種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番, 雨貝です。13番, 軍地委員の代理発言です。

調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われるとのことです。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおり是正し, また, 始末書を添えて

の一時転用申請でございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定に該当すると思われま。

なお、転用期間は5か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。13番、軍地委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われるとのことです。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われましますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は雑種地や高速道路に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当であると思われまので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。10番、皆川委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当であると思われまので、ご審議お願いいたします。

議長 許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は4か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願いたします。

安委員 9番、安です。10番、皆川委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当であると思われますので、ご審議願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願いたします。

関委員 17番の関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるとのこと。ご審議願

いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことですので。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第11項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第11項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投
資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料
されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第12項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 令和
4年6月24日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けている事業が進んでおり,

農地転用事業としては、計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的へ変更するため、承継を伴う事業計画変更願いが提出され、改めて議案とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第35条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や線路に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番の雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、議案発送時には建築指導課に建築許可の申請はございませんでしたが、建築許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきましても, 調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第18項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は300メートル以内に常澄出張所があることから, 農地区分は第3種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきましても, 調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第20項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第20項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから, 第1種農地と思料されますが, 農地法施行規則第33条第

4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に、7名の委員に係る案件があります。

まず初めに、市村委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(市村正司委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 農政課の木村よりご説明させていただきますが、お手元の資料、別紙1をご覧ください。資料のページ数が多いため、両面刷りとさせていただきます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について説明いたします。

市村委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画の7ページ、54番の1筆でございます。こちらは田で再設定1,111平米、設定期間は5年間、設定者1名、取得者1名でございます。利用権設定日は、令和6年1月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、市村委員に着席を求めます。

(市村正司委員着席)

議 長 次に、私が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をします。そのため、議長の職を大圖会長代理と一時交代します。

(皆川晃委員退席)

議 長 ただいま議長の職を皆川会長代理から引き継ぎました。よろしく願いいたします。

それでは、事務局から先行して説明をさせます。

事業担当課 皆川委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の8ページ、59番から64番、9ページ、65から68番、71から72番、10ページ、73番の13筆でございます。こちらは田が再設定、1万1,239平米、畑が6,125平米、うち再設定が2,117平米、設定期間は5年間、設定者4名、取得者1名でございます。利用権設定日は、令和5年12月20日、または令和6年1月1日を予定しております。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がございましたが、これに対してご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、皆川委員の着席を求めます。

(皆川晃委員着席)

議長 長 ここで、議長の職を皆川会長代理と交代いたします。ありがとうございました。

次に、安藏委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(安藏久男委員退席)

議長 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 安藏委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の12ページ、91から96番、13ページ、98から99番の8筆でございます。こちらは全て田で、再設定1万3,468平米、設定期間は5年間または7年間、設定者6名、取得者1名でございます。利用権設定日は、令和6年1月1日を予定しております。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、安藏委員に着席を求めます。

(安藏久男委員着席)

次に、高安委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(高安幸一委員退席)

議長 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 高安委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の18ページ、138から140番の3筆でございます。こちらは全て田で6,082平米、うち再設定が2,371平米、設定期間は9年間または10年間、設定者3名、取得者1名でございます。利用権設定日は、令和5年12月20日を予定しております。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高安委員に着席を求めます。

(高安幸一委員着席)

次に、一木委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(一木克昭委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 一木委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の19ページ、149番ほか41筆でございます。こちらは全て田で3万7,223.42平米、うち再設定が2,346平米、設定期間は10年間、設定者5名、取得者1名でございます。利用権設定日は、令和6年1月1日を予定しております。

なお、こちらの筆については、農地中間管理事業を活用した貸し借りであるため、借り手は茨城県農林振興公社となっております。

また、転貸先情報につきましては、152ページ以降に記載がございますので、各自でご確認をお願いいたします。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、一木委員に着席を求めます。

(一木克昭委員着席)

次に、雨貝裕委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(雨貝裕委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 雨貝裕委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧34ページ、272番、35ページ、273番、55ページ、437番、112ページ、895から896番、113ページ、900番の6筆でございます。こちらは全て田で、再設定7,142平米、設定期間は10年間、設定者1名、取得者1名でございます。利用権設定日は、令和6年1月1日を予定しております。

なお、こちらの筆については、農地中間管理事業を活用した貸し借りであるため、借り手は茨城県農林振興公社となっております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨貝裕委員に着席を求めます。

(雨貝裕委員着席)

議 長 次に、深谷委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(深谷泉委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 深谷委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の144ページ、1,150から1,151番の2筆でございます。こちらは全て畑で、再設定4,119平米、設定期間は5年間、設定者1名、取得者1名でございます。利用権設定日は、令和6年1月1日を予定しております。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、深谷委員に着席を求めます。

(深谷泉委員着席)

事業担当課から、続けて説明させます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

それでは、令和5年農用地利用集積計画書の表紙の集計表にて、内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が98万5,495平米、うち再設定が46万6,028平米、畑が19万4,888平米、再設定が14

万4,833平米, 設定者238名, 取得者75名, うち再設定の設定者144名, 取得者63名で
ございます。

利用権設定日は, 令和5年12月20日, または令和6年1月1日を予定しております。

なお, 以上につきましては, 農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしてい
ると考えます。

議案第6号につきまして, 説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが, ご意見, ご質問等がございましたらお
願いいいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 承認することに決定
いたします。

次に, 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(再転貸)案に係る意見聴取につい
てを上程します。

事業担当課から説明させます。

事業担当課 お手元の資料, 別紙2をご覧ください。

それでは, 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(再転貸)案に係る意見聴取に
ついてご説明いたします。

令和5年農用地利用集積等促進計画の集計表にて, 内容を申し上げます。

表の1段目から3段目, それぞれの期間ごとの設定については, 各自でご確認をお
願いいいたします。

今回の設定面積の合計につきましては, 田が再設定のみで8万6,728平米, 畑が再
設定のみで3,952平米, 再設定の設定者2名, 取得者10名でございます。

なお, 設定者は, 農地中間管理機構にある茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は, 令和6年3月1日に予定されております。

また, 個別の農用地利用集積等促進計画につきましては, 次のページ以降に記載が
ございますので, 各自でご確認をお願いいたします。

以上につきまして, 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を
満たしていると考えます。

議案第5号につきまして, 説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当者は退席します。

(担当者退席)

では、次に、議案第6号 水戸農業振興地域整備計画の変更を上程します。

まず、前回の受付分について、事業担当課から説明させます。

事業担当課 農政課の照山と申します。

今回、10月受付分を説明する前に、前回の審議案件である令和5年4月受付案件の上程についてご報告いたします。

本日お配りしたA3版で、右上に「総会 参考資料 令和5年12月13日」と書かれた資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、表の上段、重要な変更13件については、6月の農業委員会総会と地域農振協議会を経まして、県と協議した結果、全て可となり、除外が完了しております。

表の下段、軽微な変更2件につきましても、用途変更が完了しております。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から前回の受付分について説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続いて、今回受付分の審議に入ります。

事業担当課から説明させます。

事業担当課 事前に郵送しておりますお手元の別紙3、「議案第6号 水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」と書かれた資料をご用意ください。

表紙をめくっていただきまして、各案件ごとの申出人、土地所有者、事業内容、申出地等の一覧表となっております。

次のページは、各申出案件の位置図となっております。

その次のページからは、ページ番号を下に振りまして、各案件の申出内容の図面等となっております。

それでは、案件の説明に入ります。

1 ページをお開きください。

1 ページでございますが、編入する土地は酒門町地内でございます。申出地は、平成14年に農家用住宅を目的として農用地区域から除外した土地ですが、現在も畑のままでございます。今後畑として利用することから、今回、農振農用地に編入したい旨の申出でございます。関係資料は2ページまででございます。

3 ページをお開きください。

案件2でございますが、除外する土地は平須町地内でございます。申出人は中古車販売を営む者で、3ページの右側、付近状況図を見ていただきまして、車両置場転用済みと記載している箇所については、平成29年に除外及び農地転用を行っております。

今回の申出地については、車両置場の法面敷となっており、一時転用の許可を経て設置しておりますが、今後も必要な土地であることから、売買によって土地を取得し、申出地を車両置場の敷地の一部として、恒久的に転用する計画でございます。関係資料は4ページまででございます。

5 ページをお開きください。

案件3でございますが、除外する土地は成沢町地内でございます。申出人は土地所有者の子であり、現在、借家住まいで手狭とのことから、今回、贈与によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。関係資料は9ページまででございます。

10ページをお開きください。

案件4でございますが、除外する土地は成沢町地内でございます。申出人は案件3の事業計画者の親でございます。今回、子の住宅建築に合わせ周辺農地を調査した結果、11ページ配置図のとおり、建物や敷地の一部が合計4か所、農地に越境していることから、申出地を農家住宅の敷地拡張として是正したい旨の申出でございます。関係資料は12ページまででございます。

13ページをお開きください。

案件5でございますが、除外する土地は元石川町地内でございます。申出人は電気保守や建設業を営む法人で、事業拡大に伴い現在用地では手狭であることから、今回、土地所有者と売買により土地を取得し、申出地に資材置場及び車両置場を設置する計画でございます。関係資料は14ページまででございます。

15ページをお開きください。

案件6と7については関連がありますので、一括で説明いたします。

申出地は塩崎町地内でございます。申出人は、現在ある親所有の家を取り壊したの

ち、その跡地に2世帯住宅を建設する計画をしております。建て替える土地について調査したところ、当時の農地転用や都市計画法の許可と異なる形状で、敷地を使用していることが判明いたしました。本来であれば、許可どおりの敷地に再造成するなどの対応が望ましいところですが、周囲が水田のため、敷地を囲むように擁壁が設置されていることから、今回、現状の敷地に合わせるため、農振区域からの除外や編入などの是正を行いたい旨の申出でございます。

具体的な内容は17ページの求積図をご覧くださいませ、⑥除外とある部分が、土地台帳上は水田ですが、宅地利用しているため、農振除外として是正を行い、また、⑦編入とある部分については、土地台帳上は宅地であります、現在も水田として利用していることから、編入として是正を行う旨の申出となります。関係資料は20ページまででございます。

21ページをお開きください。

案件8でございますが、除外する土地は飯富町地内でございます。申出人は中古車販売業などを営む法人で、事業拡大に伴い、現在用地では手狭であることや販路拡大のため、今回、土地所有者と賃貸借により、申出地に展示場としての車両置場を設置する計画でございます。関係資料は22ページまででございます。

23ページをお開きください。

案件9と10については関連がありますので、一括で説明いたします。

除外する土地は、塩崎町地内でございます。25ページの求積図をご覧ください。

案件9でございますが、申出人は現在、親と同居で、家族も増え手狭となったことから、今回、土地所有者から売買によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。

次に、案件10でございますが、申出地は案件9、自己用住宅の残地部分となります。申出人は隣接地にある宗教法人で、お彼岸の時期には多数の檀家がお参りに来るため、駐車場が不足し、路上駐車も目立ち、周辺に迷惑をかけているとのことから、今回、売買により土地を取得し、申出地に寺院駐車場を設置する計画でございます。26ページにはそれぞれの配置図がございますので、ご確認をお願いいたします。関係資料は28ページまででございます。

29ページをお開きください。

案件11でございますが、除外する土地は下入野町地内でございます。30ページの右の配置図をご覧ください。

配置図の四角囲みの申出地は、台帳上は農地でございますが、農地に住宅用地が越境している状況でございます。建築主は既に他界しており、子に相続しておりますが、農家でないため是正が困難な状況でございましたが、今回、独立を考えていた農業者である申出人が、既存宅地及び是正が必要な畑を売買で取得し、農家住宅として越境

している部分について、是正したい旨の申出でございます。関係資料は31ページまででございます。

32ページをお開きください。

案件12でございますが、除外する土地は河和田町地内でございます。申出人は建設業を営む法人で、事業拡大に伴い、現在用地では手狭であることから、今回、土地所有者と売買により土地を取得し、申出地に資材置場を設置する計画でございます。関係資料は33ページまででございます。

34ページをお開きください。

軽微な変更案件1でございますが、農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は、大場町地内でございます。申出人は農業者で、経営規模拡大により、育苗ポットやビニールハウスの資材を置く場所が手狭になったとのことから、申出地に農業用資材置場を設置する計画でございます。

今回受付分の説明は、以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。すみません、1つ教えてもらってもいいですか。

議 長 はい。高橋委員、どうぞ。

高橋委員 案件のほうは変更のほうで、案件9、10に関係する部分なんですけど、地図のほうで、ページ28のところを経由地ということで、連担図に番号が付けられた図があるんですけど、これは何か、どういう意味があるんでしょうか。

議 長 事務局、どうぞ。

事業担当課 都市計画法上、一般住宅の場合は50戸の家が連ならないと建てられないということがあります。

議 長 これ昔は70メートル以内というのがありましたが、今もあるのですか。

高橋委員 そういうものがあるのですか。

事業担当課 そうです、はい。

議 長 70メートル以内で、家が50戸つながっているかどうかという確認になっているわけですね。

事業担当課 はい。

高橋委員 了解です。ありがとうございました。

議 長 そのほかありますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当者は退席します。

(担当者退席)

次に、議案第7号 特定農地貸付けの承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明させます。

事業担当課 農産振興課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第7号 特定農地貸付けの承認についてご説明いたします。

お手元の資料、別紙4をお開きください。

こちらは市民農園の開設の申請でございます。畑1,906平米に64区画、1,448平米を新設したいとの申請でございます。

資料1ページをお開きください。

開設場所につきましては、上中妻小学校の南1.1キロ程度の位置でございます。市民農園につきましては、様々な世代の方から利用したいとの要望もあるところでございまして、市民が気軽に農業を体験できる場として、本件についても多くの利用が見込めるものと考えております。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明させます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても、資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第6回総会を閉会いたします。

ご審議いただきありがとうございました。

閉会 午前10時25分